様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日 令和６年１０月１７日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　かぶしきがいしゃぐれじゃー  一般事業主の氏名又は名称　 株式会社グレジャー  （ふりがな） まつだ　しんじ  （法人の場合）代表者の氏名 松田　慎二  住所　〒700-0977  岡山県岡山市北区問屋町9-101  タイルビル3F fabbit岡山問屋町  法人番号　7260001039410  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社グレジャーDX戦略2024 | | 公表日 | 2024年9月4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社グレジャーのWEBサイト  https://greatjourney-sylb.com/dx2024/ １．経営ビジョン | | 記載内容抜粋 | 株式会社グレジャーは地域企業の持続的発展を支援します。  持続的発展を永続的に行っていくために、企業は変革し続けていく必要があります。弊社は地域業者にとっての「変革の羅針盤」となり、「未来への道標」となっていきます。 近年言われているSXやGXを実現するにはDXが必須となります。あらゆる変革の土台にデジタル化があり、今後の企業経営の要と考えています。弊社は率先してデジタル化に取り組み、地域企業のデジタル化を支援します。 デジタルを活用することで自社の生産性向上を実現しつつDXノウハウを蓄積し、顧客へ提供するサービスの付加価値向上に努めます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社は取締役会非設置会社のため、意思決定機関は代表取締役である。代表取締役の決定に基づき、当社の方針を策定し、その内容を当社のWEBサイトにて公表した。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社グレジャーDX戦略2024 | | 公表日 | 2024年9月4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社グレジャーのWEBサイト  https://greatjourney-sylb.com/dx2024/ ２．DX戦略 | | 記載内容抜粋 | 具体的なDXの戦略として下記５点に取り組みます。   1. クラウドツールの積極的活用：ソフトウェアを選定する際はクラウドファーストの原則に則り、クラウドツールを第一の選択肢として検討します。クラウドツールを採用することにより、場所や環境にとらわれなくなり生産性を向上させます。 2. AIの活用：生成AIを活用し、ドキュメント作成業務（草案作成やチェックなど）、各種調査業務（業界や最新動向の調査など）、および各種分析業務（財務分析など）の効率化を図り、作業効率と品質を向上させます。 3. 自動化ツールの活用：定型的に発生する業務はRPAツール等による自動化を行います。 4. データドリブン経営の実践：従業員の案件ごとの稼働状況の分析、ウェブサイトなどへのアクセス分析、財務分析などを行い、データの集約と可視化を通じてデータドリブン経営を実践します。 5. DXコンサルティングの提供：獲得したノウハウを活用し、顧客事業の新たな価値創出につながるDXコンサルティング事業を推進します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社は取締役会非設置会社のため、意思決定機関は代表取締役である。代表取締役の決定に基づき、当社の方針を策定し、その内容を当社のWEBサイトにて公表した。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社グレジャーのWEBサイト  https://greatjourney-sylb.com/dx2024/ ２－１．戦略推進体制 | | 記載内容抜粋 | 自社要員のデジタル技術習得およびコンサルティングスキル獲得のため必要な育成を行う。また、パートナー企業等とのアライアンスを構築し、自社及び顧客のDXを推進する。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社グレジャーのWEBサイト  https://greatjourney-sylb.com/dx2024/ ２－２．DX環境整備 | | 記載内容抜粋 | 情報セキュリティを考慮しつつクラウドツールを活用し、社内外からアクセス可能なIT環境を整備する。 各種データを集約し、リアルタイムに活用することで迅速な経営判断が行える環境を整備する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社グレジャーDX戦略2024 | | 公表日 | 2024年9月4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社グレジャーのWEBサイト  https://greatjourney-sylb.com/dx2024/ ３．戦略KPI | | 記載内容抜粋 | デジタル関連サービスの売上割合を５０％以上とする。  DXに関するパートナー企業および中小企業支援団体との連携数を２倍とする。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年9月4日 | | 発信方法 | 株式会社グレジャーのWEBサイト  https://greatjourney-sylb.com/dx2024/ ４．DXにかける代表者の想い | | 発信内容 | DXは目的ではなく手段です。弊社の経営ビジョン「地域企業の持続的発展を支援」を実現するためには、まず弊社自身が持続的発展を行っていくための変革をし続ければなりません。DXに終わりはなく、常に変革を続けていく必要があります。身近な第一歩から初めて、業務全体をデジタル化していきます。 そうして得られたノウハウを惜しみなく地域事業者に提供し、自社のみならず地域全体のDXを力強く推進していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年9月頃　～ 2024年9月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己診断を行い、自己診断結果入力サイトより入力を行っている。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年9月頃　～ 2024年9月頃 | | 実施内容 | 情報セキュリティ基本方針を制定、公表しSECURITY ACTION自己宣言制度に基づき二つ星の宣言を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。